

社会福祉法平成会奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会が、法人の理念及び活動方針を理解し、法人の経営する施設での就職を希望する人材を育成し、この人材が地域福祉の向上に努め、よりよい地域を創造することを目的として奨学金制度を定める。

(名称)

第2条 本奨学金貸与規程の名称を「平成会奨学金制度」とする。

(奨学生の資格および対象)

第3条 奨学金対象者は、社会福祉法人平成会の福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士)として資格取得を目指し、卒業および資格取得後社会福祉法人平成会に常勤職員として勤務することを希望する者で、当該福祉専門職に係る資格取得が可能な大学、短期大学及び専門学校等に入学が決定した者又は在学中の者を対象とする。

2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。

3 前項に定める「同種の奨学金」とは、将来、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意志があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

4 奨学生は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する者でなければならない。

(奨学生の義務)

第4条

- (1)当法人の理念及び活動方針、本奨学金の貸与の目的を理解し、資格取得を目標に勉学に励むこと
- (2)奨学生は居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない
- (3)当法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えなければならない

(申請の手続き)

第5条 本規程により奨学金を希望する者は、次の関係文書を一括して理事長宛に提出するものとする。

- (1)奨学金申請書(様式第1号)
- (2)本人自筆の履歴書(写真貼付)
- (3)振込口座届(様式第7号)
- (4)入学見込み証明書又は在学証明書等(特に指定なし)
- (5)成績見込み証明書等
- (6)住民票
- (7)その他当法人が必要と認めたもの

(審査の流れと承認)

第6条 本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- (1) 施設長を起案者として、定められた関係文書を取りまとめた上で、これを理事長に提出する。
 - (2) 理事長は、面接及び奨学金規程の第3条の定めによって審査し、承認又は不承認を決定する。
 - (3) 審査結果は、理事長が奨学生を決定したときは、奨学生採用通知書（様式第2号）により、貸与しないと決定したときは奨学生不採用通知（様式第3号）により、すみやかに、その旨を本人に通知するものとする。
- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知を受理した後、すみやかに、理事長に対して、本規程の趣旨に沿って、奨学生の義務を遵守する旨の奨学生誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

(契約)

第7条 奨学金の貸与を決定した場合は、法人と奨学生との間で、返済時期を定めた奨学金消費貸借契約を締結し、契約書（様式第6号）を作成する。

(貸与基準と支払い)

第8条 奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- (1) 貸与期間：第7条の契約を締結した日が属する月から大学等を卒業する月まで
- (2) 貸与金額：月額5万円を上限として理事長が決定する。
- (3) 貸与日：当該月の前月末日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日）
※半期に一回、年間二回等も可とする。
- (4) 利息：なし

(連帯保証人)

第9条 奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学生の債務につき連帯して履行する責任を負うものとする。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学金の貸与を辞退しようとする場合は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。なお、奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、奨学生辞退願（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(返済)

第11条 奨学金の返済は次のとおりとする。

- (1) 当法人に採用された後、貸与期間に1年を加えた期間継続して勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。ただし、この期間が3年に満たない場合は、継続して3年勤務することを条件とし奨学金の返済を全額免除する
- (2) 前号の規定により免除された貸与金は所得扱いとなり、所得税及び住民税の課税対象となる
- (3) 疾病、災害、産前産後休暇、育児休暇その他の規則で定める特別の事情により勤務できな

った期間は(1)の勤務期間に算入しないものとする

(奨学金貸与の終了と一括返済)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し、以後の奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に奨学生は、期限の利益を喪失し、すでに貸与した奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌日の末日までに原則として一括返済しなければならない。

- (1) 各種資格取得のための大学等を退学、除籍した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の故障のため就学の見込みがなくなったと認められる場合
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合
- (4) 奨学生が大学等において懲戒処分を受けた場合
- (5) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (6) 奨学生が死亡した場合
- (7) 奨学金を受けた職員が貸与期間に 1 年を加えた期間勤務せずに退職し、または解雇された場合。ただし、この期間が 3 年に満たない場合は、継続して 3 年勤務せずに退職し、または解雇された場合
- (8) 奨学生が本規程に違反した場合
- (9) 奨学生が破産、民事再生その他倒産にかかる手続を申し立て、または、申立てを受けたとき
- (10) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったか、奨学生につき、前号と同程度に信用状態が悪化したと認められる場合

(奨学金の休止)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が消滅するまで、本規程の適用を一時中止し、貸与を中止するものとする。

- (1) 大学等を休学、留年および停学した場合
- (2) 大学等において長期に留学等した場合

(就職辞退)

第 14 条 奨学生が卒業後、本規程の趣旨に反し、社会福祉法人平成会に就職せず、または、就職することができなかった場合は、貸与した奨学金を原則として当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第 15 条 奨学生が大学等卒業(必要な課程を修了)後、当該卒業年度末までに資格を取得できなかった場合は、1 年間を限度に返済を延期できる。但し、本条は、引き続き資格取得及び当法人への就職の意思がある者のみを対象とし、これらの意思が無い場合あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第 14 条と同様の扱いとする。

(延滞利息)

第 16 条 奨学生は、正当な理由がなく、第 12 条または第 14 条に定める奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の当日までの期間に応じ返

還すべき額につき年5%の割合を乗じて計算された合計額の延滞利息を支払わなければならない。

(特例事項)

第 17 条 奨学生の病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、理事長は、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

2 奨学生が第 11 条(1)の勤務期間中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(報告義務)

第 18 条 奨学生は、毎年4月30日までに過去1年分(前年度の4月1日から3月31日まで)の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。

2 奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、すみやかにその旨を報告しなければならない。

(奨学金台帳の作成)

第 19 条 理事長は、奨学生ごとに奨学金台帳(様式第8号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合にはすみやかに記録し当該事由が発生した月から5年間保存するものとする。

(紛争)

第 20 条 奨学生との間で、本規程に関して裁判上の紛争が生じた場合は、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第 21 条 本規程に定めのない事由が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が判断する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

奨学金申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人平成会

理事長 赤坂秀則様

私は、社会福祉法人平成会奨学金貸与規程に基づき、奨学金貸与を申請します。

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

記

1. 申請者および家族の状況

本 人	
住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
家族氏名	

2. 修学期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 希望期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 連帯保証人

住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	
職業	

平成 年 月 日

あなたは、奨学金を貸与する学生であることを認め、以下のとおり奨学金を貸与します。

貸与金額	月額	円
------	----	---

在学期間中は、修学に励み、立派な社会人として巣立つことを期待します。

社会福祉法人平成会
理事長 赤坂 秀則

奨学金不採用通知書

平成 年 月 日

様

あなたから申請のあった奨学金貸与について、社会福祉法人平成会奨学金貸与規程に基づいて審査した結果、今回は奨学生として不採用になりましたので通知します。

せっかく申し込みいただきながら、御希望に添えず誠に残念ですが御了承のほどお願い申し上げます。

社会福祉法人平成会
理事長 赤坂 秀則

奨学生誓約書

平成 年 月 日

社会福祉法人平成会

理事長 赤坂 秀則 様

このたび、平成 年度社会福祉法人平成会の奨学生として採用されましたので、大学等在学中は修学に励むことを誓約します。また、併せまして、貸与を受ける奨学金（平成 年 月より平成 年 月まで月額 円 総額 円）につきましては、社会福祉法人平成会奨学金貸与規程第11条により返還の義務が免除される場合を除き、規程第12条、第14条、第15条、第16条に基づき返還いたしますことを連帯保証人連署・捺印をもって誓約いたします。

また、私及び連帯保証人はいずれも暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

本人

住所

氏名（自署）

印

平成 年 月 日生

連帯保証人

住所

氏名（自署）

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

本人との関係（ ）

※連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

奨学生辞退願

平成 年 月 日

社会福祉法人平成会
理事長 赤坂 秀則 様

この度、以下の事由により奨学生を辞退したいので、ご了承くださいようお願いいたします。

辞退理由

なお、すでに貸与を受けていた奨学金（ 円）は、社会福祉法人平成会奨学金貸与規程第 12 条に定められた期限までに返還いたします。

本人

現住所

氏名（自署）

印

平成 年 月 日生

連帯保証人

現住所

氏名（自署）

印

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

本人との関係（ ）



奨学金消費貸借契約書

社会福祉法人平成会（以下、「甲」という。）、借主（以下、「乙」という。）は、社会福祉法人平成会奨学金貸与規程（以下、「規程」という。）に従い、次のとおり奨学金貸借契約を締結した。

第 1 条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を毎月又は半期に一回、貸与期間に貸与する。貸与期間 平成 年 月より 平成 年 月 月額 円

第 2 条 規程の趣旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として、貸与期間中遅滞なく当該月の前月 25 日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日）又は 4 月末日と 9 月末日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日）に奨学金を貸与し、乙は、大学等において修学し、所期の目標を達成すること。

第 3 条 乙は、甲に対し、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。規程第 12 条、第 14 条、第 15 条に該当する場合、期限の利益を喪失し、貸与した奨学金全額を直ちに一括返済しなければならない。

第 4 条 前条にかかわらず、乙が大学等卒業後、甲に採用され、甲で貸与期間に 1 年を加えた期間継続して勤務した場合には、甲は乙に対し、本契約に基づき貸与した奨学金の返還義務を免除する。ただし、この期間が 3 年に満たない場合は、継続して 3 年勤務することを条件とし、奨学金の返済義務を免除する。

第 5 条 連帯保証人は、乙の本契約に基づく一切の債務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

第 6 条 本契約または規程に関し疑義が生じた場合は、甲・乙双方が協議するものとする。

第 7 条 本契約または規程に関し、裁判上の紛争が生じた場合には、広島地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するために本証書 3 通を作成し、各自署名捺印して、うち 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲

住所 広島県東広島市高屋町小谷 5001 番地 5

貸主 社会福祉法人平成会

理事長 赤坂 秀則

印

乙

住所

借主

印

連帯保証人

住所

借主

印

社会福祉法人平成会奨学金 振込口座届

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

振 込 先			
フリガナ		フリガナ	
金融機関名		店名	支店
店番号		口座番号	
預金種類	(普通 ・ 当座)		
フリガナ			
口座名義			

獎学金台帳

[illegible]